

告示第359号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗に係る変更の届出があったので、同条第3項の規定により準用する法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

令和3年11月15日

尾道市長 平谷 祐宏

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンスタイル尾道・DCMダイキ尾道店  
所在地 尾道市天満町227番28ほか

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の名称	代表者	住所
イオンリテール株式会社	代表取締役 井出 武美	千葉県美浜区中瀬一丁目 5番地1
DCMダイキ株式会社	代表取締役 中川 真行	愛媛県松山市美沢一丁目 9番1号

(変更後)

小売業者の名称	代表者	住所
イオンリテール株式会社	代表取締役 井出 武美	千葉県美浜区中瀬一丁目 5番地1
DCM株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁 目22番7号

変更の年月日 令和3年3月1日

変更する理由 会社分割及び吸収合併のため

3 届出年月日

令和3年11月12日

4 届出書等の縦覧場所

尾道市役所産業部商工課（尾道市久保一丁目15番1号）

5 届出書等の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

(1) 期間

令和3年11月16日から令和4年3月15日まで。ただし、尾道市の休日を定める条例（平成元年条例第34号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

6 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和4年3月15日

(2) 提出先

尾道市役所産業部商工課